

あつぎ市民ふれあい！ 都市宣言 【解説】

平成27年2月



あつぎ市民ふれあい都市宣言

厚木市は、先人のたゆまぬ努力により、自然と調和する都市として発展してきました。そして今、少子高齢化の進展や価値観の多様化により、人と人との関係が変化し、市民相互の絆きずながより大切になっています。

私たち一人一人が地域に関心を持ち、日頃から助け合い、市民協働により、身近な課題に取り組むことで、笑顔で暮らせる安心・安全なまちをつくることができます。

家庭や地域で思いやりの心を育み、ふるさと厚木を世代を超えて愛し、誇れるまちとするため、ここに「市民ふれあい都市」を宣言します。


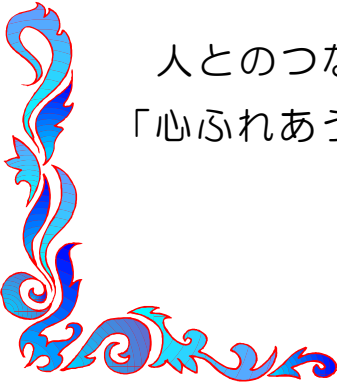
ふれあいの家庭づくり

家族との絆きずなを深め、人を思いやる豊かな心を育み、ぬくもりのある「心ふれあう家庭」をつくりましょう。

ふれあいの地域づくり

地域に暮らし、働き、学ぶ中で、地域活動の輪を広げ、みんなで支え合う「心ふれあう地域」をつくりましょう。

ふれあいのまちづくり



人とのつながりの輪を広げ、希望に満ちた、未来に輝く「心ふれあうまち厚木」をつくりましょう。

(平成 27 年 2 月 1 日告示)

1 厚木市のまちづくりとあつぎ市民ふれあい都市宣言

少子高齢化の進展、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、人と人との関係の希薄化が社会問題化してきています。また、複雑・多様化する市民ニーズに行政だけで対応することが困難な状況も生まれています。

こうした状況に対応するため、市では、自治基本条例を始め市民参加条例、市民協働推進条例を制定し、市民の皆様の意思を反映したまちづくり（市民自治）の推進に取り組んでいます。市民自治を確立するためには、市民の皆様の意見等を市政に反映する市民参加制度の充実はもとより、様々な市民活動団体との協働が欠かせません。

地域の身近な課題（困りごとなど）に気付き、解決へ向けて共に考え、取り組むことが市民活動へとつながります。そのためには、日頃から地域で多くの人とふれあい、交流することにより、人とのつながりを深めることが必要です。

私達の社会は、家族や近所の方と助け合いながら、発展してきました。また、東日本大震災以降、「人とのつながり」の大切さを多くの方が実感しており、災害時だけでなく普段の生活においても、みんなが支え合える環境づくりを進めていくことが求められています。

人と人の「ふれあい」や「つながり」は、市民活動やまちづくりの根幹を成すものであり、市民自治を更に進める上で、欠かせないものです。市民の皆様と「ふれあい」の大切さを共有し、市民自治推進のシンボルとするため、「あつぎ市民ふれあい都市」を宣言します。

2 宣言文策定までの経過

時 期	策 定 経 過
平成24年 4 月	(仮称)地域ふれあい都市宣言推進事業を、厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」実施計画に位置付け、啓発などの取組を開始

平成25年 2 月	市民ふれあいフォーラム開催 「深めよう！人と人とのふれあい」をキャッチフレーズとして、宣言に向けた気運の醸成を図り、クリアファイルの配布等による啓発を開始
平成25年 3 月	市役所正面玄関に懸垂幕の設置 「深めよう！人と人とのふれあい」をキャッチフレーズとした懸垂幕を設置
平成25年10月 ～26年 6 月	市制60周年記念事業推進委員会での検討 宣言文にふさわしい言葉や宣言文の構成について検討
平成26年 1 月 ～ 2 月	市民ふれあいアンケート実施 市民活動に携わる方1,620人を対象に、「ふれあい」に関するキーワード、体験談などについて調査を実施（932人回答）
平成26年 2 月 ～ 3 月	ポスター、チラシ等を公共施設に配布、周知
平成26年 2 月 ～12月	政策調整担当次長職で構成する(仮称)地域ふれあい都市宣言検討委員会を設置し、宣言文の内容について庁内で検討(毎月1回開催)
平成26年 6 月	市制60周年記念事業推進委員会から市へ提言書の提出
平成26年 9 月	(仮称)地域ふれあい都市宣言原案策定 市制60周年記念事業推進委員会からの提言内容と(仮称)地域ふれあい都市宣言検討委員会からの意見とを合わせて原案を策定
平成26年10月15日 ～11月17日	パブリックコメントの実施 (仮称)地域ふれあい都市宣言原案に対するパブリックコメントを実施
平成26年12月	あつぎ市民ふれあい都市宣言の宣言文を策定
平成27年 2 月 1 日	あつぎ市民ふれあい都市を宣言

3 宣言文の解説

(1) 宣言文の構成

「前文（宣言文）」と「三つのふれあいの柱」で宣言を構成することとしました。

【解説】

宣言の構成について、市制60周年記念事業推進委員会からの提言（以下「提言」といいます。）では、宣言文となる前文と実際の行動指針となる三つのふれあいの柱で構成することを御提案いただきました。

この宣言は、本市の市民自治推進のシンボルとして、全ての市民の皆様にも共有していただくための宣言であることから、宣言後の様々な取組につながる内容とするため、前文で宣言の趣旨を述べ、その趣旨を実践していくための指針となる事項を「ふれあいの柱」として掲げることとしました。

ふれあいの柱の数については、具体的な行動（実践）につなげていくためには、数が多すぎても趣旨が分かりにくくなるおそれもあるため、提言と同様に三つの柱を掲げることとしました。

(2) 宣言の名称

宣言の名称は、「あつぎ市民ふれあい都市宣言」とします。

【解説】

厚木市自治基本条例では、市民の範囲を広く定義しています。本市に住む人だけでなく、本市で働く人、学ぶ人、活動する個人、法人・団体などは、本市のまちづくりや自治に何らかの形で関わっていることから、広く市民としています。

この宣言は、厚木市自治基本条例の基本理念である協働による自治の考え方にのっとり、市民協働によるまちづくりを進める上で、全ての市民が共有するための宣言として愛着を持っていただけるよう、提言の趣旨を尊重し、名称を「あつぎ市民ふれあい都市宣言」とします。

(3) 前文（宣言文）

厚木市は、先人のたゆまぬ努力により、自然と調和する都市として発展してきました。そして今、少子高齢化の進展や価値観の多様化により、人と人との関係が変化し、市民相互の絆きずながより大切になっています。

私たち一人一人が地域に関心を持ち、日頃から助け合い、市民協働により、身近な課題に取り組むことで、笑顔で暮らせる安心・安全なまちをつくることができます。

家庭や地域で思いやりの心を育み、ふるさと厚木を世代を超えて愛し、誇れるまちとするため、ここに「市民ふれあい都市」を宣言します。

【解説】

前文は、三つの段落で構成しています。

第1段落では、厚木市の現状や社会情勢（課題）などを明らかにしています。

厚木市は、首都圏に属しながらも、恵まれた自然やそれぞれの地域に伝わる伝統、文化を大切にしながら、先人の努力を受け継ぎ、現在も発展を続けています。この「ふるさと厚木」の持つ魅力を次世代につないでいくことは、現代に生きる私たち市民の責務です。

平成22年12月には、厚木市自治基本条例を制定し、その基本理念に「協働による自治」を掲げ、これまで市民協働によるまちづくりを進めてきました。

市民協働には、自治会を始めとする地域で活動する団体や、ボランティア団体などによる市民活動が欠かせません。また、市民の皆様が身近な課題に目を向け、解決に向けた取組に自ら参加する意欲と市民活動に対する関心を持っていただくことが、市民活動を更に円滑にすることにつながります。

しかし、一方で、少子高齢化の進展や市民の皆様のライフスタイル、価値観等の多様化によって、自ら近隣との交流を避けてしまうといった状況も垣間見られます。こうした状況

が拡大することは、市民協働のまちづくりの根本を揺るがしかねません。

次に、第2段落では、この宣言の趣旨を明らかにしています。

過去、我が国では、「向こう三軒両隣」、「困ったときはお互い様」などと御近所と助け合いながら生活することが当たり前でした。時代は変わったという主張もあるかもしれませんが、御近所でお互いに会えば挨拶を交わす、身近で困っていることなどを相談するといったことは、難しいことではないはずです。

また、「地震国」日本では、これまで多くの大規模災害を経験し、これからもその発生が予想されています。加えて、多様化した犯罪などが私たちの生活を脅かしていることなどから、市民の皆様は防災・防犯の意識は高まっています。誰もが笑顔で明るく暮らせるまちを作ることは市民の願いです。セーフコミュニティ認証都市としての活動にも、その願いが込められています。

こうした中で、もしもの時に頼りになるのは、御近所や地域の力です。そのためにも、日頃から御近所同士挨拶を交わすなど、人とのつながりを深めておくことが必要です。

最後に、第3段落では、この宣言をすることにより目指すまちの姿を明らかにしています。

私たち市民が自治基本条例の前文に掲げる「人を大切にすする心」、「互いの個性を認め合う心」、「人と人との絆を大切にすする心」を改めて認識し、家庭や地域で思いやりの心を育みまちづくりにいかしていくことで、ふるさと厚木に対する愛着につながります。

「市民相互のふれあい」や「人とのつながり」を深め、大切にすることを通じて、身近な課題（困りごと）に自ら取り組む意欲を持ち、市民協働でより良いまちづくりを行うことで、厚木市の市民自治を更に推進することができます。

(4) ふれあいの柱

この宣言は、市民自治推進のシンボルとして、全市民が共有し、それぞれの行動や取組にいかし、実践していくことが重要です。

そのための行動指針となるのが「ふれあいの柱」です。このふれあいの柱を市民共通の行動指針とするためには、誰にでも分かりやすい表現や内容であることが必要です。

提言で示された家庭から地域へ、そしてまちへとふれあいの輪が広がっていくイメージを尊重し、次の三つの柱を設けました。

ふれあいの家庭づくり

家族との絆きずなを深め、人を思いやる豊かな心を育み、ぬくもりのある「心ふれあう家庭」をつくりましょう。

【解説】

厚木市自治基本条例では、子ども（18歳未満の市民をいいます。）は、年齢に応じた市民の責務を負うことを規定しています。市民の責務とは、まちづくりに関心を持ち、参加するよう努めること、まちづくりへの参加に当たって他者の意見を尊重し、自らの言動に責任を持つこと、そして、行政サービスに伴う負担を分担することで、子どもも年齢に応じてこうした責務を果たしていける市民として育てていくことが大人と社会の役割と言えます。

また、本市は、平成24年12月に厚木市子ども育成条例を制定し、家族の絆きずなを大切にするため、毎月第3水曜日を「あつぎ家庭の日」として、家族の団らんを推奨しています。

家庭において、あつぎ家庭の日などを活用し、家族のつながりの大切さや地域への貢献の必要性などについて、家族で話し合う機会を持つことを通じて、登下校時の見守りをしてくれる大人に感謝したり、一人暮らしの高齢者に自然に声を掛けることの大切さを子どもに伝え、また、御近所を始めとする地域との交流を深め、地域の様々な行事等に参加する意欲を子どもたちに持ってもらうようにすることが大切です。

厚木市子ども育成条例では、地域社会が大きな家族となれるよう子どもやその家族への目配りも求めています。地域の行事等への参加は、ふれあいを通して子育てをする家庭を地域で支えていくことにもつながります。

ふれあいの地域づくり

地域に暮らし、働き、学ぶ中で、地域活動の輪を広げ、みんなで支え合う「心ふれあう地域」をつくりましょう。

【解説】

厚木市自治基本条例の定義では、市民には、厚木市に住む人だけでなく、市内で働く人や学ぶ人、その他目的を持って活動する人なども含まれます。厚木市自治基本条例では、地域で活動する事業者も市民と規定し、周辺環境との調和に留意し、暮らしやすいまちづくりに寄与するよう努めることを役割としています。

また、地域では、自治会を始め様々な団体が活動を行っており、そうした市民活動と事業者の地域への貢献活動が結び付くことで、住みよい地域づくりが進められています。市民がそうした活動に関心を持ち、積極的に参加することで「私たちの地域」という地域への愛着が深まり、更に活動の輪も広がります。こうした活動が活発になることがみんなで支え合う地域づくりにつながります。

なお、「地域に暮らし、働き、学ぶ」とあるのは、その（一つの）地域において暮らし、働き、学ぶことをイメージした表現で、一つの地域の中で暮らし、働き、学ぶ人たちは、共に地域の一員として協力し、ふれあひあふれる地域づくりを担っていただくことを趣旨としています。

ふれあいのまちづくり

人とのつながりの輪を広げ、希望に満ちた、未来に輝く「心ふれあうまち厚木」をつくりましょう。

【解説】

本市では、地域ごとに、自然や様々な文化、伝統などの特色があります。地域では、そうした特色をいかしつつ、様々な分野で市民活動が展開されています。こうした市民活動が地域を越えて結び付き、さらに、行政と協働することで、活力に満ちた魅力あるまちづくりができます。

こうした活動を通じて、厚木市自治基本条例による市民参加と市民協働の理念の下、市民の皆様の誰もがまちづくりの主人公になれるのです。一人の意見が、そして、志を一つにした仲間との活動が、未来に輝く「心ふれあうまち厚木」の創造につながります。

この宣言を、市民協働によるまちづくりを進めていくための_よ拠り所とし、本市の市民自治推進のシンボルとします。

4 地区ふれあい宣言

地区ふれあい宣言は、各地区市民センターを単位とした地区で、あつぎ市民ふれあい都市宣言の趣旨に沿った取組を進めていくことを宣言したものです。

本市では、各地区に伝えられた文化や多世代による行事など、地区ごとに様々な特色があります。新たな地域づくりを進めていく一方で、地区にある自然や伝統などは、後世に引き継いでいく必要があります。そこで、あつぎ市民ふれあい都市宣言を厚木市全体の共通の宣言とし、それと同時に、各地区市民センターを単位とした、地区ふれあい宣言文をより良い地域づくりの指針として様々な取組にいかしていきます。

厚木北地区ふれあい宣言

厚木北地区は、東の玄関口として、古くは小江戸と言われ、厚木宿として人が集い栄えてきました。この文化や歴史を継承し、さらに中心市街地としての活性化を図るとともに、犯罪の発生しにくい環境づくりを進め、安心して安全に暮らせる地域づくりを目指します。

厚木南地区ふれあい宣言

厚木南地区に住むわたしたちは、清流相模川や厚木六勝にも描かれた熊野の森など美しい自然と豊かな文化を守り育ててきた先人の努力を尊重するとともに、みんながあいさつを交わし絆を深め、助け合いの精神を大切にすることを宣言します。

依知北地区ふれあい宣言

北の玄関口である依知北地区は、素晴らしい自然環境の中、伝統と文化を継承するとともに、圏央道の開通により新たな地域の活性化を進めています。

私たちの地域では、人と人とのふれあいをモットーに誰もがいきいきと共に支えあい、未来に向け、心豊かに安全に安心して暮らせる地域づくりを目指します。

依知南地区ふれあい宣言

水と緑に囲まれた自然豊かな依知南地区は、心と心の交流を大切にし、地域みんなで支え合うため、「地域の絆・心の輪をつなげよう・えち南」をスローガンとして掲げ、笑顔で安心して暮らせる地域づくりを目指します。

睦合北地区ふれあい宣言

睦合北地区は、中津川の清流と緑豊かな自然環境を愛^{いっく}しみ、郷土に育まれた伝統文化を未来へ引き継ぎ、住民が相互に連携、協働して、思いやりにあふれ、誰もが安心して、快適に生活できる地域づくりを推進します。

睦合南地区ふれあい宣言

睦合南地区は多くの河川を有した豊かな自然環境の中にあり、そこで生活する人々も心の豊かさを育みながら、より安心・安全な地区づくりに取り組んでいます。

人と人との絆を重んじ、みんなが生きがいを持って暮らせる地区を目指します。

睦合西地区ふれあい宣言

豊かな自然環境と快適な住環境が調和する睦合西地区。

ここに住む私たちは、思いやりと絆を大切に、次の世代が安心して暮らせる、夢のある明るく住みよい地域づくりを目指します。

荻野地区ふれあい宣言

荻野地区では、豊かな自然と共生するまちづくりと人と人とのふれあいを大切にし、健康で活気あふれる地域づくりを進めています。

さらに、地域の文化や歴史、史跡を継承する取組も推進します。

小鮎地区ふれあい宣言

自然豊かで文化が息づく小鮎地区に住む私たちは、先人が培った英知と助け合う精神を引き継ぎ、「小鮎からつなげようみんなの絆」を合言葉に心豊かな地域づくりを進めることを宣言します。

玉川地区ふれあい宣言

丹沢山麓の豊かな自然環境に恵まれた玉川地区は、せんみ凧など地域に伝わる伝統文化や、小野小町伝説などの言い伝えを未来につなげます。

また、先人が育んできた地域の絆を次代へ引き継ぎ、安心で安全に暮らせる地域をつくりまします。

南毛利地区ふれあい宣言

南毛利地区は、毛利氏縁^{ゆかり}の地名が示す歴史と豊かな自然の中で、誰もが安心して安全に暮らせる地域づくりを進めています。これからも、子どもの健やかな成長を地域全体で見守りながら、幅広い地域活動を通して、お互い顔の見える地域づくりを進めます。

相川地区ふれあい宣言

相模川の景観や緑豊かな自然環境に恵まれた相川地区は、厚木の南の玄関口にふさわしい自然と調和した潤いのあるまちづくりを進めていきます。また、相模里神楽など地域の伝統ある文化や芸能を受け継ぐとともに、住民相互が支え合い安全で安心して暮らせる明るい地域社会を目指します。

緑ヶ丘地区ふれあい宣言

自然に恵まれた閑静な住宅街の緑ヶ丘地区は、この良好な住環境の保全に努めるとともに、「ふるさと祭り」や「地域活動」などを通して、住民相互のふれあいや絆を深め、笑顔とあいさつがあふれる安心・安全なまちづくりを目指します。

南毛利南地区ふれあい宣言

大山を仰ぎ、川蝉が舞う玉川、西の玄関口愛甲石田駅を中心に広がる住宅街、脈々と受け継がれた歴史と文化、先人が培った環境に住み共に生きる私たちは、世代を超えたふれあいと絆で将来に誇れる南毛利南をつくりましょう。

森の里地区ふれあい宣言

丹沢山麓に抱かれた豊かな自然環境と計画的に形成された良好な住環境を有する森の里地区において、私たちは、鯉のぼり祭りや夏祭りなどコミュニティ活動を通じて住民相互の絆を育み、共に支え合える安心・安全な地域社会をつくりまします。

市制 60 周年記念事業推進委員会からの（仮称）地域
ふれあい都市宣言に関する提言書（抜粋）

1 宣言文の構成について

私たちは、宣言文の構成について、これまでに厚木市が行った都市宣言を踏まえ、宣言文の名称、前文と行動指針を示す三つのふれあいの柱を合わせた構成を提案します。

2 名称について

厚木市自治基本条例には、自治の主体は市民であり、市民には住む人、働く人、学ぶ人、活動する人など幅広く規定されています。私たち市民が市民活動を通じて市民相互のふれあいの輪を広げ、市民自治を更に進めていく必要があることから、都市宣言の名称は、「あつぎ市民ふれあい都市宣言」を提案します。

3 前文に盛り込むべき言葉について

(1) 厚木市の現状や社会情勢に関する言葉について

- ・ 少子高齢化や価値観の多様化による地域社会の変化
- ・ 人と人との関係が希薄化

理由

ライフスタイルの変化や価値観の多様化が進む中、地域に関心のない人や、自ら地域社会から孤立してしまう人が増えてきている。市民活動に参加できるきっかけづくりとなる事業や青少年も参加しやすい事業の工夫も必要である。

- ・ 防災意識の高まり
- ・ 安心・安全なまちづくりの重要性

理由

大規模災害を契機に、助け合いはお互い様であり、家族や地域の「絆」の大切さが大きく再認識された。また、巨大地震の発生が予見されている今日、災害に対する危機感とともに、防災意識も高まっている。いざというときに助け合いができるよう、人と人とのつながりやふれあい deepen 地域づくりが大切である。セーフコミュニティ認証都市として市民の防犯意識も

高まっており、安心して暮らせる安全なまちが市民の願いである。

(2) 目指していく姿に関する言葉

- ・日頃から地域で積極的に人とふれあう
- ・人の輪を広げて地域のつながりを深める

理由

ひととの「ふれあい」はあいさつから始まる。多くの人の共感、関心を得るには、人の意見や話を聴き、信頼関係を築くことが、何より大切である。人との出会いや縁は、人生の豊かさや心のやさしさをもたらす財産であり、人の輪を広げることにより、地域のつながりが深まっていく。

- ・市民協働によるまちづくり
- ・地域の課題は地域で考え取り組んでいく

理由

まちづくりは、市民が主人公であり、地域の課題について、自ら取り組み、住みよいまちづくりをみんなで実現していく。市民協働による住民自治は自分たちが創造していく。

- ・子どもたちの未来につながるふるさとを守る

理由

厚木市は、近代的な都市と水や緑の豊かな自然が共生している。世代を超えた人々の協力や努力によるつながりにより、地域の自然や文化を大切にし、郷土への愛着の心を持ちながら、次世代へつないでいく。

(3) 実現していくための活動に関する言葉

- ・互いにあいさつ、笑顔で声掛け

理由

あいさつを始めとする声掛けから、相手への理解と共感が生まれる。お互いを知ることにより、自然に声を掛け合えるようになる。子ども達や支援が必要な高齢者等の見守りにもつながっていく。

- ・思いやりの心を育む

理由

相手の立場に立っていたわりあい、お互いの価値観を認め合うことで思いやりの心が芽生える。お互いを理解し、尊重することで、思いやりの心を大きく育てる。

- ・人間性豊かなまちを築く

理由

向こう三軒両隣という言葉がある様に隣近所に関心を持ち、地域の状況を把握することが、顔の見える関係づくりにつながる。仲間と協力し、心のふれあいを深めることが共助につながり、市民活動の潤滑油になり、まちづくりの原動力となる。

4 ふれあいの柱について

家庭から地域へ、地域からまちへ、ふれあいの輪が広がるように、三つの柱を提案します。

(1) ふれあいの家庭づくり

理由

人と人とのふれあいは、家庭の中のあいさつや思いやりから始まる。地域全体が大きな家族となれるよう、日頃からふれあう楽しさやあたたかさを大切にしていく。

(2) ふれあいの地域づくり

理由

地域のふれあいは、住む人・働く人・学ぶ人などの活動によりつながりが生まれてくる。地域の連帯した活動は人々の共感の輪を広げ、心の和を深めていく。

(3) ふれあいのまちづくり

理由

全ての地域において、あらゆる人々の交流や活動を広げ、活力のある健康で明るい笑顔と元気あふれるまちをつくっていく。